

第Ⅲ部

課題別の取組



パラグアイにおいて農牧業バリューチェーン強化のために現地の農家を指導するJICA専門家（写真：JICA）

- 1 新しい時代の「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅…………… 28
- 2 平和・安全・安定な社会の実現、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化…………… 50
- 3 複雑化・深刻化する地球規模課題への国際的取組の主導…………… 65

1

新しい時代の「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅

(1) 経済社会の自律性・強靱性の強化

日本はこれまで経済成長を実現すること、そしてその成長を「質の高い成長」^{用語解説}とすることにより、最も基本的な開発課題である貧困撲滅を目指してきました。「質の高い成長」のためには、発展の基盤となるインフラ（経済社会基盤）の整備が重要です。また、民間セクターが中心的役割を担うことが鍵となり、産業の発展や貿易・投資の増大といった民間活動が活発になることが不可欠です。しかし、ロシアによるウクライナ侵略や中東情勢などの影響を受けて、世界経済は、エネルギーや食料価格の高騰、サプライチェーン^{注1}の混乱といった課題に直面しています。とりわけ開発途上国では、貿易を促進し民間投資を呼び込むための能力構築や環境整備を行うことが困難な場合があり、開発途上国の経済社会の自律性・強靱性^{じん}の強化の観点から、国際社会からの支援が求められています。

日本の取組

■ サプライチェーンの強靱化・多様化、経済の多角化

日本は開発途上国の輸出能力や競争力を向上させるため、開発途上国が貿易を行うために重要な港湾、道路、橋などの輸送網の整備、発電所・送電網など産業関連インフラの整備といったハード面での協力に加えて、貿易管理・輸出入手続の円滑化に向けて、税関職員や知的財産権の専門家の能力向上などの貿易関連分野における技術協力といったソフト面からも、開発途上国の貿易・投資環境や経済基盤の整備に向けた協力を行っています。

こうした協力を通じて、開発途上国の経済強靱性と経済安全保障を強化していくことは、開発途上国の質の高い成長を確保しつつ、日本経済への裨益^{ひん}という成

長の好循環を確保していく上で喫緊の課題となっています。

こうした観点も踏まえ、2025年6月に開催された経済協力開発機構（OECD）閣僚理事会では、経済強靱性の構築に向けて、多様化および重大な依存関係の削減により、リスクを軽減する重要性が確認されました。また、サプライチェーンを強化し、グローバルバリューチェーンを改良すべく、G7サミットで確立された「強靱で信頼性のあるサプライチェーンに関する原則」^{注2}等に基づき、パートナーおよび民間セクターと積極的に関わり、協調的な取組を行う必要性も強調されました。

同月のG7カナナスキス・サミットでは、「経済成長、経済安全保障・経済強靱性」が主要な議題の一つとして取り上げられ、石破総理大臣（当時）から、重要鉱物のサプライチェーンの強靱化・多角化は喫緊の課題であり、G7やパートナー国と緊密に連携して対応することの必要性を強調しました。また、資源国の役割は非常に重要であり、サプライチェーン多角化のための新規プロジェクトの立ち上げや、開発途上国の現地高付加価値化に向けた「RISE（強靱で包摂的なサプライチェーンの強化）パートナーシップ」などにおける協力が重要である旨述べました。同サミットにおいて発出された「G7重要鉱物行動計画」において、G7首脳は、能力構築支援などを通じて、鉱物資源が豊富な新興国・開発途上国のパートナーとの協力を深めることにコミットしました。

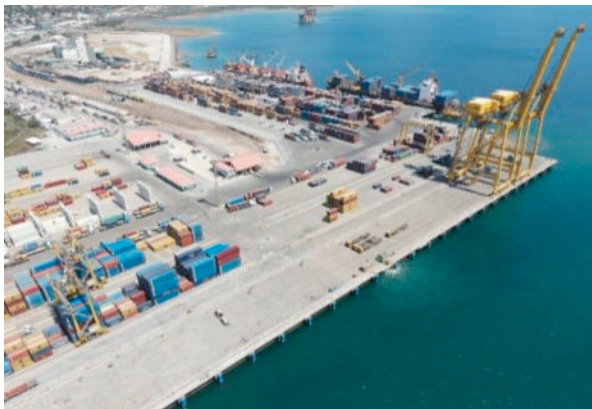
また、2025年3月の日英経済版2+2閣僚会合では、四閣僚が、サプライチェーンの強靱化や重要・新興技術の課題に係る協力を含め、経済的強靱性・経済安全保障に関する協力を強化していく共同の野心を表明しました。さらに、9月の日米韓外相会合においても、重要鉱物を含むサプライチェーン強靱化を始めとする経済安全保障の分野でも緊密に連携していくことを確認しました。

サプライチェーン強靱化に資するインフラ整備の一

注1 原材料の調達から生産、加工、流通、そして販売により需要者に提供されるまでの一連の流れのこと。

注2 G7広島サミットにおいて、透明性、多様性、安全性、持続可能性、信頼性が、G7内外の信頼できるパートナー国との間で強靱なサプライチェーンネットワークを構築および強化する上で不可欠な原則であることが確認された。

例として、内陸国のザンビア、マラウイからモザンビークのナカラ港を経てインド洋とつながるナカラ回廊の整備が挙げられます。2025年8月、石破総理大臣（当時）は、第9回アフリカ開発会議（TICAD 9）の機会に、モザンビーク、マラウイ、ザンビアに対する広域オファー型協力「ナカラ回廊開発によるグローバル・サプライチェーンの強靱化」を立ち上げることを発表しました（TICAD 9については127ページの「開発協力トピックス」、オファー型協力については160ページの第V部2（2）を参照）。日本は、円借款によるナカラ港開発事業を始め、発電所や道路の整備などを進めてきました。同回廊のさらなる活用のため、今後オファー型協力を通じて、民間企業、国際機関、市民社会等を始めとする様々な関係者のアイデアもいかながら、同地域の輸送インフラ整備や産業振興を推進していきます。域内の連結性強化により同回廊の輸送ルートとしての価値を高め、日本の資源に係るグローバル・サプライチェーンの強靱化に貢献することが期待されます。



日本が整備・機能強化を推進するモザンビークのナカラ港の様子（写真：Penta-Ocean Construction Co., Ltd. & Toa Cooperation Joint Venture）

重要鉱物分野において、日本は10年以上にわたり、「資源の絆プログラム」を通じて、持続可能な資源開発を担う人材の育成と人的ネットワークの強化を実施しています。これまで累計32か国から246人の行政官等を対象に、法制度の整備から資源探査・開発、保安、鉱害・環境対策、閉山に至るまで、幅広い能力に関する長期研修を実施し、開発途上国における持続的な鉱業開発を支援しています。

また、全世界を対象にサプライチェーン強靱化、持続的な物流システムの構築およびフードバリュー

チェーン^{注3}強化に関する研修も実施しており、2024年度には計147人の行政官等が参加しました。インドネシアにおいては、2018年から、国境付近の離島6島で、水産施設の整備に加え、離島経済活性化のため水産物の高付加価値化や島外への流通などを整備するための技術協力を実施しています。

開発途上国の貿易を促進するための協力としては、日本は開発途上国産品の日本市場への輸入を促進するため、最恵国税率より低い税率を適用するという一般特恵関税制度（GSP）を導入しています。特に後発開発途上国（LDCs）^{用語解説}に対して特別特恵関税制度を導入し、無税無枠措置^{用語解説}をとっており、2025年3月、特別特恵関税制度の適用をLDCs卒業後1年以内から最長3年延長して受けられるように制度改正の上、2025年度から措置しています。

また、日本は開発途上国との経済連携協定（EPA）^{用語解説}や投資協定も積極的に推進しています。これらの協定により、貿易・投資の自由化（物品の関税やサービス貿易の障壁の削減・撤廃、税関手続の円滑化など）および海外に投資を行う企業やその投資財産保護を通じたビジネス環境の整備が促進され、日本企業が開発途上国市場への進出を後押しし、ひいては開発途上国の経済成長にも資することが期待されます。なお、EPAの円滑な実施に関しては、開発途上国の税関に対し、その適正な運用に必要な税関手続に関する技術支援も実施しています。

日本を含む先進国による支援をさらに推進するものとして、世界貿易機関（WTO）やOECDを始めとする様々な国際機関などにおいて「貿易のための援助（AfT）」^{用語解説}に関する議論が活発になっています。日本は、AfTを実施する国際貿易センター（ITC）などに拠出し、開発途上国が貿易交渉を進め、国際市場に参入するための能力を強化すること、およびWTO協定を履行する能力を付けることを目指しています。2025年には、日本はITCを通じて、アフリカの女性起業家に対する電子商取引の活用に向けた支援、アフリカ大陸自由貿易圏（AfCFTA）の下での貿易・投資の促進に向けた現地政府関係者等への支援、ウクライナにおける避難民の就労および起業支援などを行っています。

税関への支援に関しては、ASEAN諸国を中心に、

注3 農家、種・肥料・農機などの資機材の供給会社、農産物の加工会社、輸送・流通会社、販売会社など、多くの関係者の連携を通じて、生産から製造・加工、流通、消費に至る各段階の付加価値を連鎖させたもの。

開発途上国の税関職員を対象とした研修や日本の税関職員を現地に派遣し、開発途上国の税関の能力向上を目的とした支援を行っています。特にASEAN 6か国^{注4}には日本の税関職員をJICA専門家として長期派遣し、ニーズに応じた支援を実施しています。さらに、カンボジア、タイ、ラオスでは2024年7月から3か国の広域プロジェクトとしてメコン地域の連結性向上に向けた支援も実施しています。また、世界税関機構（WCO）への拠出を通じて、WCOが有する国際標準の導入や各国のベスト・プラクティスの共有により、国際貿易の円滑化および安全確保の両立などに貢献しています。さらに、JICA/WCO合同プロジェクトであるマスタートレーナープログラムを、アフリカのみならず、太平洋島嶼国および中央アジア・コーカサス地域にも対象を拡大しており、これまで累計37か国において教官養成や研修教材作成を支援し、持続的な研修能力の向上に貢献しています。2025年8月のTICAD 9の機会には、AfCFTAに関する公式テーマ別イベントをWCOおよびAfCFTA事務局と共催で実施し、AfCFTAの進捗状況や現状の課題およびAfCFTA活用に向けて内外の関係者が協力していくことの重要性について、国際機関、地域経済共同体、アフリカ諸国、民間事業者、ドナー国など多様な視点から議論を行いました。また、同イベントにおいて、アフリカにおける日系企業のビジネス環境改善に向けた日本の取組を紹介しました。



太平洋島嶼国における技術協力「WCO連携 税関リスク管理・事後調査」において、2025年9月にフィジーにて開催されたマスタートレーナー育成研修の様子（写真：JICA）

■ 金融・資本市場制度整備支援等

開発途上国の持続的な経済開発にとって、健全かつ安定的な金融システムや円滑な金融・資本市場は必要不可欠な基盤です。金融のグローバル化が進展する中で、新興市場国における金融システムを適切に整備し、健全な金融市場の発展を支援することが大切です。こうした考えの下、JICAの課題別研修を通じて、金融規制監督等に関する研修を実施しました。また、金融庁は、金融インフラ整備支援および海外金融当局との協力強化を目的にグローバル金融連携センター（GLOPAC）において、2014年の設立以降、これまで38の国・地域から計243人の支援対象地域の金融当局者を日本に招聘し、銀行・証券・保険に関する計26回の研修を実施しました。

■ 国内資金動員支援

開発途上国が、自らのオーナーシップ（主体的な取組）で様々な開発課題を解決し、質の高い成長を達成する上で、開発途上国が必要な開発資金を税収などの形で、自らの力で確保していくこと、すなわち「国内資金動員」が重要となっています。持続可能な開発目標（SDGs）^{用語解説}を達成するための開発資金不足が指摘される中、日本は、国際機関などとも協働しながら、この分野の議論に貢献するとともに、国内資金動員に関連した支援を開発途上国に対して提供しています。例えば、日本は、開発途上国の税務行政の改善などを目的とした技術協力を積極的に取り組んでおり、2025年には、納税者管理、国際課税、徴収などの分野について、フィリピンおよびベトナムで、国税庁の職員がJICA専門家として活動しました。さらに、開発途上国の税務職員などを対象に、国際税務行政セミナー（ISTAX）や国際課税研修なども実施しています。また、タイでは固定資産評価能力プロジェクトが2022年11月から実施されています。国際通貨基金（IMF）、世界銀行、OECDやアジア開発銀行（ADB）が実施する税分野を含む国内資金動員の技術支援についても、人材面・知識面・資金面における協力を行っています。

また、多国籍企業などによる課税逃れの防止に取り

注4 カンボジア、タイ、フィリピン、マレーシア、ミャンマー、ラオスの6か国。

組むOECD/G20税源浸食と利益移転（BEPS）プロジェクト^{用語解説}の実施も、開発途上国の持続的な発展にとって重要です。このプロジェクトを各国が協調して実施することで、開発途上国は多国籍企業の課税逃れに適切に対処し、自国において適正な税の賦課徴収ができるようになります。また、税制・税務執行が国際基準に沿ったものとなり、企業や投資家にとって、安定的で予見可能性の高い、魅力的な投資環境が整備されることとなります。現在、OECD/G20「BEPS包括的枠組み」（BEPSプロジェクトで合意された事項を実施する枠組み）には、開発途上国を含む147の国・地域が参加しています。経済のグローバル化およびデジタル化に伴う課税上の課題に対応するため、2021年にこの枠組みの下で合意された「2本の柱」の解決策の実施に向けて、「第2の柱」グローバル・ミニマム課税に係る各国内での法制化などの作業などが進められており、日本としても国際機関への拠出を通じて支援を行っています。

■ 産業人材育成、雇用創出を含む労働分野の支援

質の高い成長の実現には、産業発展を支える産業人材の育成が重要です。日本は、教育・訓練を受ける機会が限られがちな開発途上国において、多様な技術や技能を有する産業人材を育成するため、各国で拠点となる技術専門学校および職業訓練校への支援や、日本企業と連携した現地産業人材に対する日本への受入れおよび専門家派遣を通じた育成研修などを実施しています。支援の実施に当たり、日本の知見・ノウハウをいかし、教員・指導員の能力強化、訓練校の運営能力強化、カリキュラム・教材の開発・改訂支援などを行い、教育と雇用との結び付きをより強化する取組を行っています。

2016年から2024年の間に、産業界と連携するなどし、15か国21事業を通じて、19の職業技術教育訓練機関などに対して、施設および機材の整備を含む複合的な支援を行いました。2025年には、日本は、



トルコに対する技術協力「アグロインダストリー競争力強化プロジェクト」において、JICA専門家がカラジャダー地域開発庁職員に対して農産物のブランディングに関する研修を実施の様子（写真：JICA）

国連女性機関（UN Women）を通じて、15か国・地域14案件で、女性の生計向上を目的とした技能開発にも貢献しました。

アジア地域では、2023年9月に発表した「日ASEAN包括的連結性イニシアティブ」において、今後3年間で5,000人の人材育成を実施することを示しており、課題別研修など様々な事業を通じて、ASEAN諸国の国造りを担う人材育成に協力しています。

厚生労働省では、インドネシア、カンボジア、ベトナム、ラオスを対象に、質の高い労働力の育成・確保を図るため、これまでに政府および民間において培ってきた日本の技能評価システム（日本の国家試験である技能検定試験や技能競技大会）のノウハウを移転する研修^{注5}を日本国内および対象国内で行っています。2024年度にこれらの研修に参加したのは、4か国合計98人で、これにより、対象国の技能評価システムの構築・改善が進み、現地の技能労働者の育成が促進されるとともに、雇用の機会が増大して、技能労働者の社会的地位も向上することが期待されています。

アフリカ地域では一人ひとりの持続的な成長に向けて、産官学連携によるABEイニシアティブ（アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ）^{注6}やアフリカ・カイゼンイニシアティブ^{注7}、国際機関

^{注5} 「試験基準・試験問題等作成担当者研修」、「試験・採点等担当者研修」などがある。上記本文中の参加者数は、これらの研修の合計値。

^{注6} 132ページの用語解説を参照。

^{注7} どうすれば少しでも生産過程の無駄を省き、品質や生産性を上げることができるか、生産現場で働く一人ひとりが自ら発案し、実行していく手法。戦後の高度成長期の日本において、ものづくりの品質や生産性を高めるために製造業の現場で培われた取組で、「整理・整頓・清掃・清潔・しつけ」（5S）などが基本となっている。

と連携した技術支援などを通じて、産業人材の育成を支援しています（ABEイニシアティブについては129ページの第Ⅳ部8および153ページの第Ⅴ部1(6)を参照）。

日本は、国際労働機関（ILO）への拠出を通じて、アフリカ、中東、アジアにおいて、若者や女性の雇用の創出、児童労働対策、労働環境の改善等に関する、グローバル・サプライチェーンにおける労働者の人権尊重の取組促進に向けた協力を行うなど、世界の様々な地域においてディーセント・ワーク^{注8}の実現に貢献しています。

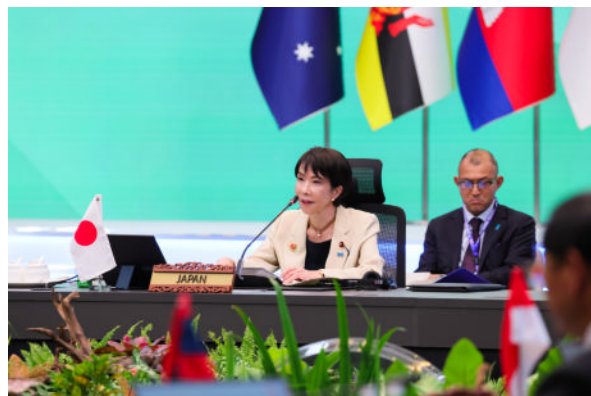


カメルーンに対する技術協力「包括的 BDS 提供システムの展開を通じた企業競争力強化プロジェクト」において、関係省職員が企業視察を通じてカイゼンの手法について学ぶ様子（写真：JICA）

■ 資源・エネルギーへのアクセス確保

世界で電力にアクセスできない人々は2023年時点で約6.66億人に上ると言われています^{注9}。電気やガスなどのエネルギー供給の欠如は、産業発達の遅れや雇用機会の喪失を引き起こし、貧困をより一層深めるといった問題につながります。今後、世界のエネルギー需要は、アジアを始めとする新興国や開発途上国を中心にますます増えることが予想されています。同時に気候変動対策は喫緊の課題です。そのような状況下、エネルギー供給源の多角化やエネルギー源の多様化などを通じて、2050年ネット・ゼロ排出目標達成に向けて脱炭素化を図りつつ、エネルギー安全保障を確保していくことが重要です。日本は、各地域の経

済・開発状況も重視しつつ、地域の特質に沿った支援を続けています。第3回アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）首脳会合では、高市総理大臣から、脱炭素化、経済成長、エネルギー安全保障を同時に実現し、産業構造やエネルギー構成等の各国の事情を踏まえた多様な道筋の下でネット・ゼロを達成すべく、AZEC原則の重要性およびこの1年の進捗を確認しました。



第3回アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）首脳会合で発言する高市総理大臣（写真：内閣広報室）

日本は、途上国の持続可能な開発を推進するため、近代的なエネルギー供給を可能にする協力を提供し、産業育成のための電力の安定供給に取り組んでいます。省エネルギー設備や再生可能エネルギー（水力、太陽光、太陽熱、風力、地熱など）を活用した発電施設など、環境に配慮したインフラ整備にも協力しています（気候変動に関する日本の取組については65ページの第Ⅲ部3(1)を参照）。

とりわけ日本は、国土が広い海域にまたがり、気候変動の影響に脆弱な太平洋島嶼国地域において、エネルギー安全保障および低・脱炭素社会実現の観点から、グリッド接続型の再生可能エネルギーの主流化に向けた支援を行っています。例えば、気象等の自然条件に出力が大きく左右される再生可能エネルギー導入の際、電力システムが不安定化することを防ぐため、太平洋島嶼国5か国^{注10}に対して電源計画の策定などに関する能力強化を実施しており、同地域のエネルギー移行を後押ししています。

注8 SDGsの目標8で設定された、働きがいのある人間らしい仕事。

注9 国際エネルギー機関（IEA）「Tracking SDG7: The Energy Progress Report, 2025」（『SDG7の進捗状況の追跡：エネルギー進捗報告書2025』）<https://www.iea.org/reports/tracking-sdg7-the-energy-progress-report-2025#overview>

注10 サモア、ツバル、フィジー、ミクロネシア連邦、パラオの5か国。

案件紹介

1

乾燥地で地中熱を活用 エネルギーアクセスと地球温暖化を解決！

地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム (SATREPS) (2022年5月～2027年4月)

地中熱利用による脱炭素型
熱エネルギー供給システムの構築

📍 タジキスタン



中央アジアのタジキスタンは、石油などの炭化水素資源に乏しく、電力の96%を水力に依存しているため、安定したエネルギーへのアクセスが課題となっています。特に暖房需要が高まる冬季は、雪解け水の減少や流域河川の凍結によって出水率が低下し、発電量が落ち込むため、電力供給が逼迫し、地方・農村部では電気の使用が1日2時間に制限される地域もあります。旧ソ連時代から石炭による火力発電も利用されてきましたが、設備は老朽化しており、地球温暖化の観点からも活用は望ましくありません。

こうした課題の解決に向け、タジキスタンの豊富な地下水資源に着目した同国と日本の研究機関が連携して、2022年から「地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム (SATREPS)」を通じ、ICT技術も利用しつつ、「先進乾燥地帯対応型地中熱ヒートポンプ (GSHP) システム (タジキスタンモデル)」の構築を開始しました。同モデル



第1デモサイト (ドゥシャンベ市) に設置したGSHPシステム (写真: 秋田大学)



第2デモサイト (マチトン) での井戸掘削工事 (写真: 日本地下水開発株式会社)

は、年間を通して温度の変化が少ない地盤や地下水などを熱源とする省エネ技術を導入することで、エネルギーアクセスの向上を目指しています。

同事業の下、首都ドゥシャンベ市を中心に、地下水の分布状況をデータベース化した結果、同国がGSHP導入に高い適性を有することが確認されました。2025年9月に実施された第1デモサイト (ドゥシャンベ市) における1か月間の冷房の試運転では、消費電力が47%削減されていることが実証されました。

エネルギーへの安定的なアクセスは、人々の日常生活を支える基盤です。エネルギーアクセス強化と地球温暖化対策を両立するGSHPシステムには、周辺国や国際機関も強い関心を示しており、今後は、中央アジア諸国も含めた世界各地の乾燥地帯に同技術を広めていくことで、地中熱の活用を始めとする脱炭素型エネルギー技術の普及にさらに貢献することが期待されます。

第三部

① 新しい時代の「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅



パラオに対する無償資金協力「送電網整備計画」において、公共事業公社職員に対して地中ケーブルの端末処理方法を指導する日本企業技術者（写真：株式会社トーエネック国際事業統括部）

■ 食料安全保障および栄養の確保に向けた取組

「世界の食料安全保障と栄養の現状 2025」^{注11}によると、2024年には6.38億人から7.2億人が飢餓状態に直面したと推測されています。また、同報告書では、2030年になっても、約5.12億人が慢性的な栄養不足に陥る可能性があるとして予測しています。さらに、ロシアによるウクライナ侵略の長期化により、ウクライナ国内では人口の15%に当たる500万人が食糧援助を必要としているとされているほか^{注12}、2023年10月に発生したハマスなどによるテロ攻撃以降、食料安全保障の状況は悪化しており、ガザ市およびその周辺で、食料不足の程度として最も深刻な飢饉^{きん}状態が発生しています^{注13}（ガザ地区への緊急食料支援については53ページの「案件紹介」を参照）。

飢餓や貧困への国際社会による取組の加速が急務である中、日本は様々な二国間会談や多国間会議の場において、国際社会と連携しつつ、積極的に同問題に取り組む姿勢を示しています。日本は、G7食料システム作業部会における議論に積極的に貢献したほか、G20の一員として、飢餓と貧困の撲滅への取組を加速することを目的とした「飢餓と貧困に対するグローバル・アライアンス」に参加しており、アフリカにおける農業振興や稲作振興の取組等を積極的に行ってい

ます。さらに、国際的な農産物市場の透明性向上を通じた食料安全保障の向上に貢献すべく、データ提供や事業費の拠出などを通じて、「農業市場情報システム（AMIS）」の活用を支援する取組も行っています。

日本は、食料不足に直面している開発途上国からの要請に基づき、食糧援助^{注14}を行っています。2024年度には、27か国・地域に対し、コメ、豆類、魚缶詰等を中心とする食料を調達する総額80億円の無償資金協力を行いました。



JICA専門家の指導を受け、農産物の市場調査を実施するポリビア人コンサルタント

また、国際機関と連携した開発途上国に対する食料供給にも取り組んでいます。例えば、世界食糧計画（WFP）を通じて、栄養の改善や教育の機会を促進する学校給食プログラムや、食料配布を通じてコミュニティの農地および社会インフラの整備への参画を促す取組を実施しています。2025年9月には、武力衝突等の影響により深刻な食料不安に直面するスーダンに対して、WFPを通じて4億円の無償資金協力を行うことを決定しました。日本は、2024年、世界120以上の国と地域で約1億2,400万人に対し、約250万トンの食料供給配布やバウチャー・現金給付を通じた食料支援などの活動を行ったWFPに対して、総額約1億5,548万ドルを拠出しました。

さらに、日本は、開発途上国の食料生産基盤の強化など、強靱で持続可能な食料システム構築のための取組を進めています。

^{注11} FAO、IFAD、UNICEF、WFPおよびWHOが共同で作成した報告書 <https://www.who.int/publications/m/item/the-state-of-food-security-and-nutrition-in-the-world-2025>

^{注12} WFP ホームページ <https://www.wfp.org/news/three-years-war-ukraine-one-third-population-frontlines-regions-struggle-find-enough-eat#:~:text=KYIV%2C%20Ukraine%20E2%80%94%20As%20the%20war%20in%20Ukraine,greatest%20needs%20concentrated%20in%20areas%20near%20the%20frontlines>

^{注13} 総合的食料安全保障レベル分類（IPC） ホームページ <https://www.ipcinfo.org/ipc-country-analysis/details-map/en/c/1159696/?iso3=PSE>

^{注14} 貧困削減を含む経済社会開発努力を実施している開発途上国に対し、食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するため、必要な生産物および役務の調達のための資金を贈与する無償資金協力。

例えば、アフリカの経済成長において重要な役割を果たす農業を重視しており、その発展に積極的に貢献しています。具体的には、アフリカ稲作振興のための共同体 (CARD) 用語解説 フェーズ2の下、RICEアプローチ 用語解説 に基づいて、灌漑施設の整備や、アジア稲とアフリカ稲を交配したネリカ (NERICA) 用語解説 を含む優良品種の開発とそれらの種子の増産・流通、生産技術の普及、農業機械化など、コメ生産の量と品質の向上に向けた取組を進めています。CARDの対象は、これまでに32か国に拡大しています。2022年8月に開催したTICAD 8では、CARDを通じて15万人の人材育成を行い、2030年までのコメ生産量倍増(5,600万トン)を目標として掲げ、ウガンダを始めとする各国において取り組んでおり、2025年8月に開催されたTICAD 9でも、その進捗報告が行われました。



UNDPを通じた支援により新たな農業用設備が導入され、農閑期も収穫が可能となったネパール人農家 (写真: UNDP ネパール事務所)

日本は、小規模農家の自給自足から「稼ぐため」の農業への転換を推進するため、市場志向型農業振興 (SHEP) アプローチ 用語解説 に基づく取組を実施しています。SHEPアプローチは、野菜や果物を生産する農家に対し「売れるものを作る」への意識変革を起し、営農スキルや栽培スキルの向上によって農家の所得向上を目指しています。ケニアとの技術協力の中で生まれたこのプロジェクトは、世界約60か国で広がり、研修事業や専門家派遣などを通じて自給自足型農業からの転換を推進してきました。TICAD 9では、「革新的な課題解決策の共創」のテーマの下、日本は、農業を含む幅広い分野において今後3年間で30万人の人材育成に取り組むことを表明しました。

日本は、農業・食料分野の強靱性強化に向けて、国際機関とも積極的に連携しています (ジンバブエにおけるWFPとの連携については36ページの「国際協

力の現場から」を参照)。例えば、日本は、国連食糧農業機関 (FAO) を通じて、開発途上国の農業・農村開発に対する技術協力や、自然災害や紛争の影響を受けた農業・漁業従事者に対する支援、食料・農業分野の国際基準・規範の策定、統計の整備に対する協力などを実施しています。また、15の国際農林水産研究を実施する機関を有する国際農業研究協議グループ (CGIAR) が行う、品種開発や環境負荷の軽減に資する栽培技術の実証などの生産力の向上と持続可能性の両立に向けた研究開発を支援しています。このほか、2023年4月のG7宮崎農業大臣会合にて、日本は、「民間セクター・小規模生産者連携強化 (ELPS)」イニシアティブの下、国際農業開発基金 (IFAD) と連携し、日本企業と開発途上国の小規模農業者などをつなぎ、輸入農産物の安定的で持続可能なサプライチェーンの構築・強化に取り組んでいます。具体的には、ELPS第1号案件であるタンザニアにおける「持続可能なコーヒー生産プロジェクト」に続けて、2025年8月に、ELPS第2号案件として、ルワンダにおける「マカデミアナッツのバリューチェーン強化プロジェクト」を立ち上げました。ルワンダの23地域における能力構築支援などを通じて、農家のスキルや生産性の向上、有機認証取得による付加価値や品質の向上のみならず、民間企業もルワンダからマカデミアナッツを安定的かつ持続的に調達できるようになることを目指しています。さらに、2025年11月に、ELPS第3号案件として、バングラデシュにおける「輸出用ゴマのバリューチェーン強化プロジェクト」を立ち上げました。ゴマの品質向上や能力構築などを通じて、高品質なゴマの安定的な調達と農家の生計向上を可能にし、安定的な輸出バリューチェーンを強化することを目的としています。

日本は、こうした農業生産に関する協力に加えて、国際獣疫事務局 (WOAH) やFAOを通じた動物衛生の向上にも貢献しています。例えば、鳥インフルエンザ、こうていえき 口蹄疫、アフリカ豚熱 (ASF) などの国境を越えて感染が拡大する動物の感染症に対処するため、WOAHとFAOが共同で設置した「越境性動物感染症の防疫のための世界的枠組み (GF-TADs)」の下、アジアおよび太平洋地域を中心に、動物衛生分野での国際機関の取組を支援しています。

また、国際開発金融機関 (MDBs) 用語解説 への拠出などを通じ、開発途上国における栄養改善も支援してい

干ばつに負けない農業へ
—ジンバブエの小規模農家を支える挑戦—
～高品質のゴマを生産して日本に輸出し、農家の未来を照らす～

かつて「南部アフリカの穀倉地帯」と呼ばれたジンバブエでは、エルニーニョ現象による干ばつの影響で、主食である穀物の不作が続き、多くの小規模農家が窮地に立たされています。こうした状況を受け、気候変動に対する強靱性を高め、持続可能な農業の導入による、小規模農家の生計向上が急務となっています。

日本は、ジンバブエに対して食料支援（米、雑穀、食料油等）も行いつつ、2024年11月には、干ばつに強く、日本も有力な輸出先であるゴマに着目し、世界食糧計画（WFP）と連携し、小規模農家が市場志向型農業を実践するためのゴマ栽培の促進およびバリューチェーン構築支援を開始しました。

本プロジェクトの中核を担うWFPジンバブエ事務所の大橋知加氏は、青年海外協力隊（現JICA海外協力隊）で培った現場主義を大切にしながら、国連機関で10年以上環境管理分野や防災、人道支援分野などに携わってきました。本事業の目的について、「農作物の栽培や機材整備のみならず、保管や出荷、販売や輸出入を含む、農産物が消費者に届くまでの一連のプロセスを『食料システム』として捉え、システム全体の強靱性を高めることで、農家の収入の安定化と収入源の多様化を目指す。」と語ります。本プロジェクトによるバリューチェーン構築に当たっては日本の商社の知見がいかされたほか、日本はWFPのパートナーとして本プロジェクトに関わった現地NGOに対して、草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、ゴマを保管するための倉庫および一時保管用コンテナを供与しており、国際機関、民間企業、ジンバブエ政府、現地NGOと広く連携したジンバブエに対する協力が実現しています。

大橋氏は「現地の人に会い、現場を知り、想像力を持って支援方法を共に考えることが重要」と、現地の人々に歩



支援を受けた小規模農家が収穫したゴマから不純物を取り除いている様子（写真：WFP）

み寄ることの大切さを語ります。品質基準や残留農薬の規制が厳しい日本への輸出を目指し、約3,000世帯の農家に対して、無農薬栽培の手法や収穫時期、加工方法などについて何度も農村に商社職員と共に足を運び、丁寧に指導した上で、現地の気候

に適したゴマの改良種子を提供したところ、初年度には、高品質のゴマ261.5トンが食用ゴマ油を製造する日本企業に輸出され、地元経済に約21万ドルもの利益がもたらされました。



日本の商社職員がゴマ栽培地を視察し、小規模農家と協議する様子（写真：WFP）

現地の農家は「干ばつで、トウモロコシなど他の穀物は全滅してしまったが、ゴマだけは収穫でき、収入を得ることができた。日本基準の品質であり高値で売れることもありがたい」と喜びの声を上げます。同プロジェクトとの相乗効果を狙い、現地NGOを通じてゴマを保管するために建設された倉庫は、ゴマの適切な品質管理に貢献し、集荷拠点としても機能しており、中間業者等による不当な価格での取引、小規模農家の搾取防止にも役立っています。WFPは本プロジェクトが終了する2027年末までに、実施地区を拡大し、1.4万世帯以上への支援を目指すとともに、他の地域への普及可能性についても検討しています。

大橋氏は、「現地において自立したコミュニティを構築するに当たって、日本が開発した小規模農家向け市場志向型農業振興（SHEP）アプローチ^{注1}を通じて『食べるための農業』から『稼ぐための農業』への転換を促すことは重要であり、同アプローチとの連携を強化していきたい。」と語ります。また、ジンバブエは識字率が相対的に高く、政府が若者の育成に力を入れていることも踏まえ、「ジンバブエの若者のポテンシャルは高く、人々の日本への信頼は厚い。日本企業との連携を進めていく上で、若い世代の力に期待したい。」と、未来への希望を語ります。

干ばつや価格変動といった課題に直面しながらも、ジンバブエの小規模農家は「日本に輸出できる高品質な作物を作りたい」と誇りを持って栽培に取り組んでいます。多様なアクターの連携によって生まれた同国のゴマ産業は、新しい収入源をもたらすだけでなく、人々が将来に希望を持てる大きな一歩となっています。日本は、今後も小規模農家への支援を通じ、食料安全保障と気候変動に対する強靱性を強化する取組を継続していきます。

注1 38ページの用語解説を参照。

ます。例えば、世界銀行のグローバル・ファイナンス・ファシリティ（GFF）**用語解説**を通じた母子保健・栄養分野への効果的な資金動員の推進や、栄養改善拡充のための信託基金**用語解説**を通じた開発途上国における栄養改善に係る政策策定の取組に貢献しています。日

本は、2021年12月に「東京栄養サミット2021」を主催し、岸田総理大臣（当時）は、3年間で3,000億円以上の栄養関連支援を表明し、2022年から2024年までの3年間で約3,593億円規模の支援を行いました。



用語解説

質の高い成長

開発協力大綱では、「成長の果実が社会全体に行き渡り、誰ひとり取り残さない『包摂性』、世代を超えた経済・社会・環境が調和する『持続可能性』、自然災害や経済危機などの様々なショックへの耐性および回復力に富んだ『強靱性』を兼ね備えた成長」と記載。

後発開発途上国（LDCs：Least Developed Countries）

国連による開発途上国の所得別分類で、開発途上国の中でも特に開発が遅れている国々であり、一人当たりの国民総所得（GNI）などの基準に沿って3年ごとに見直しが行われている。2025年現在、アジア・中東8か国、大洋州3か国、中南米1か国、アフリカ32か国の44か国が該当する。

無税無枠措置

後発開発途上国（LDCs）からの輸入産品に対し、原則無税とし、数量制限も行わないとする措置。日本はこれまで、同措置の対象品目を拡大してきており、全品目の約98%を無税無枠で輸入可能としている。

経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）

特定の国や地域の間で物品の関税やサービス貿易の障壁などを削減・撤廃することを目的とする自由貿易協定（FTA：Free Trade Agreement）に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルール作り、様々な分野での協力の要素などを含む、幅広い経済関係の強化を目的とする協定。このような協定によって、国と国との貿易・投資がより活発になり、さらなる経済成長につながる事が期待される。

貿易のための援助（Aft：Aid for Trade）

開発途上国が世界貿易機関（WTO）の多角的貿易体制の下で、貿易を通じて経済成長と貧困削減を達成することを目的として、開発途上国に対し、貿易関連の能力向上のための支援やインフラ整備の支援を行うもの。WTOでは、開発途上国が多角的な自由貿易体制に参加することを通じて開発を促進することが重視されている。

持続可能な開発のための2030アジェンダ／持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）

ミレニアム開発目標（MDGs、2001年）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成される。

OECD／G20税源浸食と利益移転（BEPS）プロジェクト

2012年6月に経済協力開発機構（OECD）租税委員会が立ち上げたもので、公平な競争環境（Level Playing Field）確保という考えの下、多国籍企業が課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行うこと（Base Erosion and Profit Shifting：税源浸食と利益移転）がないよう、国際課税ルール全体を見直し、世界経済および企業行動の実態に即したものにするとともに、各国政府・グローバル企業の透明性を高めることを目指している。

アフリカ稲作振興のための共同体（CARD：Coalition for African Rice Development）

アフリカにおけるコメ生産拡大に向けた自助努力を支援するための戦略（イニシアティブ）であると同時に、関心あるコメ生産国と連携して活動することを目的としたドナーによる協議グループ。2008年のTICAD IVにおいて日本が国際NGOのアフリカ緑の革命のための同盟（AGRA）と共同で立ち上げ、2019年のTICAD 7ではフェーズ2を立ち上げた。

RICE（Resilience, Industrialization, Competitiveness, Empowerment）アプローチ

CARD フェーズ2で採用されたサブサハラ・アフリカのコメ生産量倍増のための取組。具体的には、気候変動や人口増に対応した生産安定化、民間セクターと協調した現地における産業形成、輸入米に対抗できる自国産米の品質向上、農家の生計・生活向上のための営農体系の構築が挙げられる。

ネリカ（NERICA：New Rice for Africa）

国際農業研究協議グループ（CGIAR）のアフリカ稲センター（Africa Rice Center）が、高収量のアジア稲と雑草や病虫害に強いアフリカ稲を交配することによって開発した稲の総称。従来の稲よりも（1）収量が多い、（2）生育期間が短く、短い雨季での栽培や、干ばつのリスクを回避できる、（3）耐乾性・耐病性が高く、アフリカ特有の高温で乾燥した気候にも負けない、などの特長がある。日本は、1996年以降、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター（JIRCAS）、JICAから研究者、専門家を派遣し、品種開発・普及を支援している。

小規模農家向け市場志向型農業振興 (SHEP : Smallholder Horticulture Empowerment & Promotion) アプローチ

2006年に日本がケニアで開始した小規模農家支援のためのアプローチ。野菜や果物などを生産する農家に対し、「作ってから売り先を探す」から「売れるものを作る」への意識変革を促し、営農スキルや栽培スキルの向上によって農家の所得向上を目指すもので、アフリカを中心に世界約60か国で同アプローチを取り入れた活動を実践している。

国際開発金融機関 (MDBs : Multilateral Development Banks)

開発途上国の貧困削減や持続的な経済・社会的発展を、金融支援や技術支援、知的貢献を通じて総合的に支援する国際機関の総称。一般的にMDBsと言えば、全世界を支援対象とする世界銀行グループ (World Bank Group) と、各所轄地域を支援するアジア開発銀行 (ADB)、米州開発銀行 (IDB)、アフリカ開発銀行 (AfDB)、欧州復興開発銀行 (EBRD) の四つの地域開発金融機関を指す。

グローバル・ファイナンス・ファシリティ (GFF : Global Financing Facility)

母子保健分野の資金リソースを拡充するために、2015年に世界銀行や国連などが立ち上げたイニシアティブ。女性や子どもの栄養状態改善を含む母子保健分野の政策の策定や、実施能力の向上のための技術支援を実施している。策定された計画の実行について、世界銀行の低利融資などを受けることをGFFによる支援の条件とすることで、資金動員効果を企図している。

栄養改善拡充のための信託基金

重度栄養不良国での栄養対策への投資を拡大し、栄養不良対策の実施のための能力開発を行うことを目的に、2009年に設立された基金。重度栄養不良国に対し、栄養改善に係る政策の策定や、実施能力向上のための技術支援を行い、当該国や世界銀行などによる栄養関連の投資を後押ししている。

(2) デジタル・情報通信技術・科学技術

開発途上国の成長、国際社会の発展は、経済や社会活動のデジタル化への対応なしには、適切に進み得なくなっています。デジタル技術は人々の暮らしや産業活動へ浸透しており、日常生活や社会経済活動などの重要な基盤であるサイバー空間^{えい}がもたらす恩恵が拡大する一方で、個人や企業の情報漏洩による被害や、重要インフラへの攻撃による国家安全保障上のリスクなど、サイバー攻撃による脅威も深刻化しています。そのため、開発途上国がデジタル化の恩恵を享受し、そのリスクを削減するための支援の重要性は増しています。また、サイバー空間においては事象の影響が容易に国境を越え、他国で生じたサイバー事案が日本にも影響を及ぼす可能性があることから、各国政府・民間など様々なレベルで重層的に協力・連携することが重要です。

日本の取組

■ デジタル・トランスフォーメーション (DX) の促進

新型コロナウイルス感染症のまん延によって、人や

モノの往来が一定期間途絶えた結果、経済社会活動のデジタル化・オンライン化が進むことになりました。デジタル・トランスフォーメーション (DX) ^{注15} は、あらゆる開発課題に直結しており、「質の高い成長」を達成する鍵となります。

開発途上国およびその国民が、安全、公平かつ安定的にデジタル化の恩恵を受けられる包摂的で豊かな社会を実現するため、日本は、デジタル化の促進・DXを、オファー型協力を通じて戦略的にODAを実施していく分野の一つに挙げています (オファー型協力については、160ページの第V部2 (2) を参照)。そして、国際機関や民間企業など様々な主体との連携を通じて、日本が提唱する「信頼性のある自由なデータ流通 (DFFT)」^{注16} の考え方に基づくデジタル化推進のための基盤整備として、法制度整備・人材育成や、情報通信環境の整備を支援し、デジタル化の推進を通じた課題解決と開発効果の増大を目指す協力を推進しています。

DXを通じた開発効果の増大に期待できる分野として、スマート農業、遠隔医療、スマートシティ、モバイルバンキング、行政デジタル化などが挙げられます。日本の協力の新たな取組の一例として、2023年からブータン政府技術庁および保健省と共に、ブータ

^{注15} 新たなIT技術の導入が人々の生活をより便利にしたり豊かにしたりすること、新しいデジタル技術の導入により既存ビジネスの構造を作り替えたりするなど、新しい価値を生み出すこと。

^{注16} Data Free Flow with Trustの略称。プライバシーやセキュリティ・知的財産に関する信頼を確保しながら、ビジネスや社会課題の解決に有益なデータが国境を意識することなく自由に行き来する、国際的に自由なデータ流通の促進を目指すというコンセプト。DFFTは、2019年1月にスイス・ジュネーブで開催された世界経済フォーラム年次総会 (ダボス会議) において、安倍総理大臣 (当時) が提唱し、2019年6月のG20大阪サミットにおいて各国首脳からの支持を得て、首脳宣言に盛り込まれた。

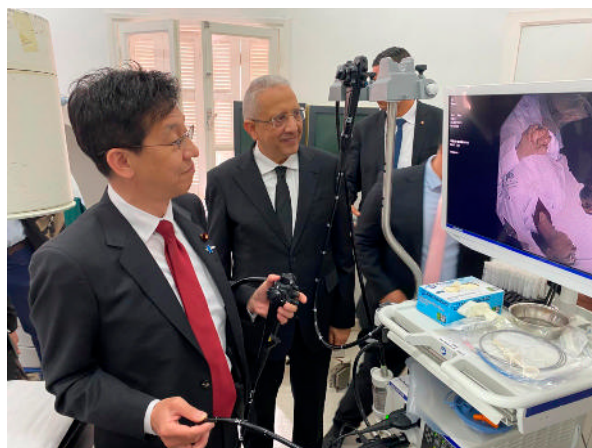


マレーシアの研究機関関係者に対して、金沢市においてリアルタイム3Dイメージングの社会実装に向けた雷観測の研修を行う様子（写真：Mohd Zafri bin Baharuddin）

ンにおける保健医療サービスの拡充および質の向上を目指し、ブータン国民の保健・健康データの活用に関する戦略・計画の策定、データ連携基盤の整備、データ利活用の促進を行う取組を行っています。また、マレーシア政府、研究機関などと協力し、マラッカ海峡における雷被害や電力システムの故障を軽減することを目的に、3Dイメージング技術を活用したリアルタイムの雷観測・警報システムを開発しています（そのほか、コンゴ民主共和国における産前検診のデジタル化支援については73ページ、ガーナにおけるドローン・AI技術を活用したマラリア対策の事例については78ページ、パラグアイにおける小型人工衛星開発に向けた技術協力については111ページの「匠の技術、世界へ」を参照）。

ODA事業におけるDXを具体的に進めるため、優れた技術を持つデジタルパートナーとの迅速でタイムリーな実証実験を可能とする取組として、2022年に「JICA DX Lab」が立ち上げられました。150か国で展開するODA事業の現場やJICAが培ってきたネットワークなどの資産を共創の場として開放し、デジタル技術およびデータ活用を通じた開発途上国の課題解決をデジタルパートナーと共に支援しています。2025年11月までにインド、エチオピア、カンボジ

ア、バングラデシュ、ベトナムなどで計18件の事業が実施されています。



チュニジアに対する無償資金協力「経済社会開発計画」を通じて、チュニス市ラプタ病院に供与した日本製内視鏡を視察する松本外務大臣政務官（当時）とフェルジャーニ・チュニジア保健大臣

■ 情報通信技術（ICT）

情報通信技術（ICT）^{注17}の普及は、DXのベースとなる基盤整備として産業の高度化や生産性の向上に役立つとともに、医療、教育、エネルギー、環境、防災などの社会的課題の解決や、情報公開の促進、放送メディア整備といった民主化の推進にも貢献します。

日本は、開発途上国のICT分野における「質の高いインフラ投資」を推進^{注18}しており、通信・放送設備や施設の構築、そのための技術や制度整備、人材育成などを積極的に支援しています。具体的には、地上デジタル放送日本方式（ISDB-T）^{注19}の海外普及・導入支援に積極的に取り組んでおり、2025年4月現在、中南米、アジア、アフリカ地域などの計20か国^{注20}で採用されています。また、総務省は、ISDB-Tの導入支援と併せ、各国政府との対話・共同プロジェクトを通じ、ICTインフラやICTを活用した社会的課題解決などの支援を推進しています。

日本は、国際電気通信連合（ITU）^{注21}と協力し、開発途上国に対して、電気通信およびICT分野の様々な開発支援を行っています。後発開発途上国

^{注17} Information and Communications Technologyの略称。コンピュータなどの情報技術とデジタル通信技術を融合した技術で、インターネットや携帯電話がその代表。

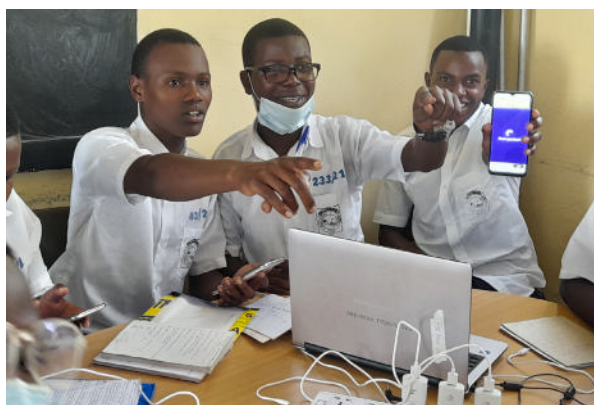
^{注18} 2017年、各国のICT政策立案者や調達担当者向けに、「質の高いICTインフラ」投資の指針を策定。

^{注19} Integrated Services Digital Broadcasting-Terrestrialの略称。日本で開発された地上デジタルテレビ放送方式で、緊急警報放送システム、携帯端末などでのテレビ放送の受信、データ放送などの機能により、災害対策や、多様なサービスの実現といった優位性を持つ。

^{注20} 日本、アルゼンチン、アンゴラ、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、スリランカ、チリ、ニカラグア、パラグアイ、フィリピン、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボツワナ、ポリビア、ホンジュラス、モルディブの20か国。

^{注21} 電気通信・放送分野に関する国連の専門機関で、世界中の人が電気通信技術を使えるように、(i) 携帯電話、衛星放送などで使用する電波の国際的な割当、(ii) 電気通信技術の国際的な標準化、(iii) 開発途上国の電気通信分野における開発の支援などを実施している。

(LDCs) 注22 でのインターネット使用率は35%とされていますが、日本はITUと協力して、アフリカなどの開発途上国を対象に、デジタルインフラの増強や利用環境整備のための国家戦略策定を支援するConnect2Recover (C2R) を2020年に開始しています。日本はこれまでITUが国連児童基金 (UNICEF) と共同で行う「Giga」注23 のパイロット事業にも支援してきました。2022年からは、ジンバブエ、モーリタニアに対し、ネットワークインフラにおける強靱性^{じん}の評価、自然災害発生前後の通信ネットワークの接続状況を確認できるマップの策定、ICT普及のための国家戦略策定の支援を実施しました。また、C2Rプロジェクトの拡大に向けた各国への働きかけを行った結果、新たにオーストラリア、チェコ、リトアニア政府が拠出を決定し、アジア、カリブ、独立国家共同体 (CIS) 諸国などにも活動地域を拡大しました。さらに、2023年からは、アフリカにおいて計11か国を対象として早期警報システムと国家緊急通信計画に係る取組を中心に支援を行っています。



ルワンダにおける技術協力プロジェクト「ICTを活用した初等理数科学びの改善プロジェクト」において、スマートフォンやパソコンを活用して指導内容やその手法について学ぶ教員養成校の生徒 (写真: JICA)

アジア太平洋地域では、アジア・太平洋電気通信共同体 (APT) 注24 が、同地域の電気通信および情報基盤の均衡した発展に寄与しています。日本は、情報通信に関する人材育成を推進するため、APTが毎年実施する数多くの研修を支援しており、2023年度には、ブロードバンドネットワークやサイバーセキュリティなどに関する研修を10件実施し、APT各加盟国から約125人が参加しました。研修生は日本の技術を自

国のICT技術の発展に役立てており、日本の技術システムをアジア太平洋地域に広めることで、日本企業の進出につながることも期待されます。

アジア太平洋地域では、脆弱なインフラや利用コストが負担できないことなどを要因としてインターネットを利用できない人が人口の約3分の1を占めます。日本は、東南アジア諸国連合 (ASEAN) 地域や太平洋島嶼国^{しよ}において、離島・遠隔地でも低コストで高速のインターネットが利用できるよう環境整備を行っています。



ICT分野における実践力強化に向けた課題別研修に参加した6か国 (アルジェリア、コートジボワール、スリランカ、タンザニア、パキスタン、パラオ) からの研修員 (写真: JICA)

■ サイバーセキュリティ

近年、自由、公正かつ安全なサイバー空間に対する脅威への対策が急務となっています。この問題に対処するためには、世界各国の多様な主体が連携する必要があり、開発途上国を始めとする一部の国や地域におけるセキュリティ意識や対処能力が不十分な場合、日本を含む世界全体にとっての大きなリスクとなります。そのため、世界各国におけるサイバー空間の安全確保のための協力を強化し、開発途上国の能力構築に向けた支援を行うことは、その国への貢献となるのみならず、日本を含む世界全体にとっても有益です。

日本は、日・ASEANサイバー犯罪対策対話や日ASEANサイバーセキュリティ政策会議を通じて、サイバーセキュリティ分野におけるASEANとの連携強

注22 37ページの用語解説を参照。

注23 2019年にUNICEFとITUが立ち上げた、開発途上国を中心に、世界中の学校でインターネットアクセスを可能にすることを目的としたプロジェクト。

注24 アジア太平洋地域における情報通信分野の国際機関で、同地域における電気通信や情報基盤の均衡した発展を目的とし、研修やセミナーを通じた人材育成、標準化や無線通信などの地域的な政策調整などを実施している。

案件紹介

2

カンボジアにおけるデジタル経済・社会の発展支援 ASEANで連携したサイバーセキュリティ強化

技術協力プロジェクト (2023年5月~2026年10月 (予定))・無償資金協力 (2022年11月~2025年11月)
サイバーセキュリティ能力向上プロジェクト



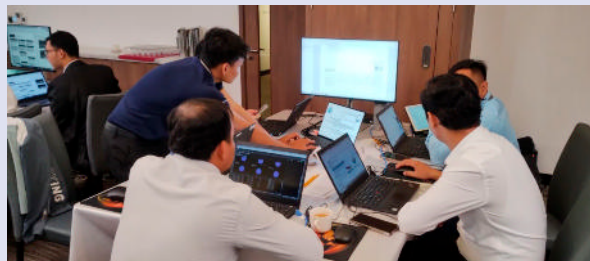
📍 カンボジア

カンボジアは、新たな経済成長と社会福祉の向上のため、サイバーセキュリティを含むデジタル経済・社会の推進に力を入れています。日々高度化するサイバー攻撃に対応するためのスキルや最新技術に関する知識が十分に備わっておらず、サイバー攻撃による政府機関や企業の機密情報の漏洩、重要インフラの機能停止や破壊等の国家の安全保障上のリスクが高まっています。また、金融機関やオンライン取引を狙った不正アクセスや詐欺行為が増加し、経済的損失を招くなどの状況もあり、こうしたサイバーセキュリティの脆弱性は、外国からの投資を含む経済成長にも影響を与えることから、デジタル技術者の育成およびサイバーセキュリティ対策の実施が急務となっていました。

そこで日本は、デジタル・トランスフォーメーション(DX)を軸としたカンボジアへのオファー型協力^{注1}の一環として、2023年5月から、同国のICT政策や重要インフラを所管する関連中央省庁の職員等を対象に、サイバーセキュリティ能力向上のための研修を開始しました。国際的なフレームワークに基づいた研修に加え、JICA専門家によるサイバーセキュリティ国際標準に関する研修を行いました。また、情報通信研究機構(NICT)などから講師を招き、AIとサイバーセキュリティの最新動向に関する



JICA専門家による事業進捗に関するプレゼンテーションの様子 (写真: カンボジア郵便電気通信省 (MPTC))



カンボジアの政府機関および重要インフラ事業者を対象としたサイバーセキュリティ実務研修の様子 (写真: JICA)

大学生向けの講演も実施しました。さらに、ASEAN諸国との連携による第三国研修として、2018年に日本の支援で設立したタイの日ASEANサイバーセキュリティ能力構築センターでは、サイバー攻撃発生時の対応をロールプレイ形式で体験する実践的な演習「CYDER (Cyber Defense Exercise with Recurrence)」や、インドネシアでのサイバーセキュリティ人材育成事業なども実施しています。

協力開始以来、延べ1,500名以上がサイバーセキュリティ研修や普及啓発セミナーに参加し、情報セキュリティに関する事故発生時におけるサイバーセキュリティ対応チームの能力が強化され、各機関・企業でのサイバーセキュリティ対策も着実に向上しています。また、無償資金協力を通じて供与したサイバーセキュリティシステム用の機材を配備したセキュリティオペレーションセンター(SOC)が、2025年度から運用を開始しました。

こうした取組を通じて、カンボジアの政府機関や企業への信頼性が高まり、外国からの投資促進や新たなビジネス機会の創出にもつながっています。日本は今後も、カンボジアを始めとするASEAN地域全体におけるデジタル分野の技術力向上と、持続可能なセキュリティ体制の確立を後押ししていきます。

注1 160ページの第V部2 (2) を参照。

化を図っています。2025年の日ASEANサイバーセキュリティ政策会議においては、各国のサイバーセキュリティ政策に関する取組方針を共有するとともに、サイバーセキュリティ政策便覧の策定や重要インフラ防護ワークショップ、能力構築支援や意識啓発な

どの協力活動の活動成果を共有し、官民を含めて今後の日ASEAN間の連携を一層強化することについて議論しました。また、国際刑事警察機構(インターポール)を通じて、サイバー空間で行われる犯罪に対処するための法執行機関関係者の捜査能力強化などを支援

第三部

① 新しい時代の「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅

しています。

サイバーセキュリティに関する日ASEANの連携強化の具体的な取組として、2014年に開始したサイバー犯罪対処能力向上研修では、数多くのASEAN加盟国のサイバー犯罪対策に従事する職員に対し、サイバー犯罪への対処などに係る知識・技能の習得を目的とする研修を実施しています。また、日・ASEAN統合基金（JAIF）^{注25}を通じてタイのバンコクに設立した「日ASEANサイバーセキュリティ能力構築センター（AJCCBC）」においてサイバーセキュリティ演習などを実施しており、2023年3月からは、JICAを通じた技術協力「サイバーセキュリティとデジタルトラストサービスに関する日ASEAN能力向上プログラム強化プロジェクト」としてAJCCBCの運営の支援が開始されました。開所以来、2025年9月までに約4,400人が研修を受講しており、2025年8月にはタイ国家サイバーセキュリティ庁（NCSA）内に新たなセンターを設置し、より施設を充実させて新しくなったAJCCBCの再開所式が行われました。

AJCCBCでは、ASEAN各国の政府機関や重要インフラ事業者のサイバーセキュリティ担当者などを対象に実践的サイバー防御演習（CYDER）などが提供されており、ASEANにおけるサイバーセキュリティの能力構築への協力が推進されています。2025年8月からは、CYDERの演習シナリオの改訂が行われ、最新の脅威であるランサムウェアへの対処を想定した演習を開始するなど、コンテンツのさらなる充実化を図っています。また、2025年10月にはASEAN各国から選抜された若手技術者や学生がサイバーセキュリティスキルを競い合うCyber SEA Game 2025が開催され、マルウェア解析などの研修も実施されました（そのほか、カンボジアにおけるサイバーセキュリティ能力向上に関するオフナー型協力案件については41ページの「案件紹介」を参照）。

日本は、世界銀行の「サイバーセキュリティ・マルチドナー信託基金」への拠出も行い、低・中所得国向けのサイバーセキュリティ分野における能力構築支援にも取り組んでいます。

■ 科学技術・イノベーション促進、研究開発

現在、世界では、製造業やサービス業にとどまらず、農業や建設を含む多様な産業分野で情報通信技術（ICT）、人工知能（AI）、ロボット技術などが活用され、社会変革が生じています。

国連は、「持続可能な開発のための2030アジェンダ（2030アジェンダ）」^{注26}（パラグラフ70）に基づき、国連機関間タスクチーム（UN-IATT）を設立し、各国との連携の下、地球規模での「SDGs達成のための科学技術イノベーション（STI for SDGs）」を推進しています。2025年5月もSDGsに関する国連STIフォーラムが開催され、限られた資源を最大限活用しながらSDGsを達成するための「切り札」として、STIへの国際的な期待が高まっています。

日本は、STI for SDGsのためのロードマップ策定を世界各国で促進するため、2020年度から国連開発計画（UNDP）への拠出を通じ、「ジャパンSDGsイノベーションチャレンジ（J-SIC）」として、開発途上国においてSTIによる社会課題解決へ向けた事業化検討を行う日本企業や現地団体などを支援するとともに、得られた知見を開発途上国間で共有するための取組を進めています。今般、その成果として、ジンバブエにおけるドローンを使った農作物の害鳥対策や南アフリカにおける未利用だった海藻の活用の取組について、大阪・関西万博の国連パビリオンでも紹介されました。

また、これまでの経済発展の過程で、STIを最大限活用しながら、保健・医療や環境、防災などの分野で自国の課題を克服してきた経験を有しています。そうした経験を基礎とした科学技術外交の一環として、開発途上国が抱える課題解決のため、「地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）」^{用語解説}などを通じて、科学技術面での協力に取り組んでいます。日本の科学技術とODAを連携させたSATREPSは、科学技術分野に関する日本と開発途上国の研究機関・研究者間の共同研究への支援として2008年度に始まり、2025年度までに、世界62か国において214件の研究プロジェクトが採択されています。2025年度には、環境、防災、感染症などの分野で

^{注25} 97ページの注5を参照。

^{注26} 37ページの用語解説を参照。

12件の新規採択案件が決定されました（タジキスタンにおけるSATREPS事業については33ページの「案件紹介」を、カザフスタンにおけるSATREPS事業については44ページの「匠の技術、世界へ」を参照）。



カンボジアに対する技術協力「工学教育研究能力強化のための産学地ネットワーク強化プロジェクト」を通じて、カンボジア工科大学で学生が実験を行う様子（写真：JICA）

研究開発に関する支援として、日本は、工学系大学への支援を強化することで、人材育成への協力をベースにした次世代のネットワーク構築を進めています。

アジアでは、日本式工学教育の確立を目指して設立されたマレーシア日本国際工科院（MJIT）に対し、教育・研究用の資機材の調達や教育課程の編成を支援しているほか、日本の大学と連携し、教育研究の確立などを通じて、日本式工学教育の特徴をいかした教育研究に係る協力を行っています。また、2023年からは、MJITと日本の大学や産業界との連携を一層強化

するため、MJIT内に、窓口となるマレーシア・ジャパンリンケージオフィスを設立・拡充するための協力を実施しています。2025年現在、日本国内の29大学および2研究機関などによりコンソーシアムが組織されており、共同研究や共同学位、学生交流などを通じ、日本とマレーシアとの間の人的交流も促進されています。

2012年から、タイのアジア工科大学院（AIT）において、日本人教官が教鞭^{べん}を執るリモートセンシング（衛星画像解析）分野の学科に所属する学生に奨学金を拠出しており、アジア地域の宇宙産業振興の要となる人材の育成に貢献しています。

アフリカでは、エジプト日本科学技術大学（E-JUST）における協力を2008年から実施しています。同大学は、日本型の工学教育の特徴をいかして設立され、日本国内の大学の協力を得て、同大学に対してカリキュラム開発や教員派遣などの支援が行われています。日本の研究者との共同研究や共同指導、日・エジプト両政府で取り組む留学生事業や国際化、日本企業との連携などの成果が高く評価され、英教育誌（Times Higher Education）が発表する世界大学ランキングでは、2024年はエジプトにおける大学で1位、2025年はアフリカ大陸で8位に位置付けられました。現在は、「E-JUST・日本・アフリカ科学技術イノベーションネットワークプロジェクト」を実施しており、E-JUSTは、今後も、日本とアフリカ域内の大学研究者による国際共同研究・教育を推進する懸け橋になることが期待されています。



用語解説

地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS : Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development）

日本の優れた科学技術とODAとの連携により、環境・エネルギー、生物資源、防災および感染症といった地球規模課題の解決に向け、(1) 国際科学技術協力の強化、(2) 地球規模課題の解決につながる新たな知見や技術の獲得、これらを通じたイノベーションの創出、(3) キャパシティ・ディベロップメントを目的とし、日本と開発途上国の研究機関が協力して国際共同研究を実施する科学技術外交上の取組の一つ。外務省とJICAが文部科学省、科学技術振興機構（JST）および日本医療研究開発機構（AMED）と連携し、日本側と開発途上国側の研究機関・研究者を支援している。



の技術、世界へ 1

日本発の技術「スマートマイニング+」で世界の鉱山の“未来”を変える

～カザフスタンでデジタル技術と環境配慮を融合した新しい鉱山開発の在り方を実装～



近年、コバルトやリチウムなどのレアメタルの需要が世界で拡大する中、私たちの日常生活を支える鉱物資源の安定供給は、各国にとって経済安全保障の観点から重要性を増しています。一方で、鉱山開発は環境汚染と常に隣り合わせであり、坑内で湧出した地下水は、鉱物やその他の有害物質を含んだ汚染水となり河川や土壌を汚染し、下流域の農業や人々の生活に悪影響をもたらします。安全に、また事業としての採算性を維持しながら、環境汚染を防ぐにはどうすればよいか。この課題に対し、デジタルの力で解決を図ろうという日本発の技術が、世界から注目を集めています。

その中核を担うのが、北海道大学の川村洋平教授が提唱する「スマートマイニング+（プラス）」です。従来の鉱山工学に情報通信技術（ICT）を組み合わせることで生産性と安全性を担保する「スマートマイニング」の概念をさらに発展させ、環境との調和を重視する「責任ある鉱業」の観点を加味したコンセプトです。

従来の鉱山では、坑内を掘り進めながら、図面上で作業内容や安全性が検討されていたのに対し、「スマートマイニング+」のアプローチの下では、地上から見えない地下空間に広がる鉱山全体をデジタル空間上に「見える化」し、坑内のセンサーから取得した各種データを反映することで、地上にいながらにして坑内の状況をリアルタイムで再現できます。坑内の温度や湿度等の把握は、安全性の観点から、鉱山従事者の労働環境のモニタリングにも応用できるほか、環境配慮についても、地下水の流出や崩落といったリスクをAIがデジタル空間上でシミュレーションすることで、環境汚染や事故の防止に大きく寄与することが期待されています。

この新たな取組は、科学技術振興機構（JST）とJICAが連携して実施する地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）^{注1}に採択され、5年間の研究期間中に、



セキノフカヤ金鉱山の坑内での調査（写真：北海道大学）

世界有数の鉱物供給国である中央アジアのカザフスタンの金鉱山で実装を行う予定です。北海道大学と現地のナザルバエフ大学を中心として、両国の研究機関や民

間企業などが連携しながら、約半年間かけてネットワークの敷設や地質調査が行われ、2025年4月からは鉱山の「見える化」作業が



JICA、カザフスタン政府、北海道大学、ナザルバエフ大学間の覚書署名式（写真：北海道大学）

開始されました。同国では、環境に配慮した鉱山開発を促進すべく、同技術を導入した鉱山で採掘された資源に公的な認証を与える制度の創設に向けた検討も始まっています。

「スマートマイニング+」の根底にあるのは、汚染が起きてから対処するのではなく、汚染の原因を絶つという考え方です。川村氏は「東洋医学の『未病』の概念のように、発生後の対応ではなく根本から処置するアプローチは、私たち東洋人が得意とするところなのかもしれない。」と分析します。日本には明治期以来100年余にわたって鉱山由来の環境汚染と対峙し、中和処理を実施してきた歴史があります。川村氏は「日本の中和処理技術は、世界でもトップレベルの水準。同技術や知見を、現在も操業する世界の鉱山に提供し、汚染水が鉱山の外へ流出する前に中和することで、環境破壊や公害の発生を未然に防ぐことができる。」と、日本だからこそ果たせる役割に言及します。

日本は世界でも有数の鉱物資源需要国です。「資源をただ求めるだけではなく、相手国の環境への負荷を減らし、持続的な操業を可能にする技術を提供することで、日本は信頼されるパートナーとなる。『スマートマイニング+』に基づく技術の普及は、中長期的には日本の『資源外交』に大きく寄与できるのではないかと、川村氏は力強く語ります。また、今後の展望について、同氏は「SATREPSの研究期間終了後は、同技術をビジネス化し、世界各地に展開していきたい。」と意気込みを語ります。デジタル技術と環境配慮を融合した「スマートマイニング+」は、日本の知恵と経験が世界の資源開発の在り方を変えていく、大きな可能性を秘めています。

注1 43ページの用語解説を参照。

(3) 質の高いインフラ

開発途上国の自立的発展には、人々の生活や経済活動を支え、国の発展の基盤となるインフラが不可欠です。しかし、開発途上国では依然として膨大なインフラ需要があり、2040年までのインフラ需給ギャップは約15兆ドルとも推計されています^{注27}。開発途上国において、「質の高い成長」^{注28}を実現するためには、この膨大なインフラ需要に応える必要がありますが、ただ多くのインフラを整備するだけでなく、開放性、透明性、ライフサイクルコストから見た経済性、債務持続可能性などを考慮していくことが非常に重要です。

日本は、海上・航空等の安全管理、防災・強靱化^{じん}技術、気候変動・環境問題の対応に資する都市開発、安全・安心の交通システム、電力・エネルギーインフラや水供給などに強みを有しています。これらの強みをいかして相手国の社会課題解決につなげるため、開発途上国の経済・開発戦略に沿った形で、インフラ整備というハード面の支援に、制度整備、運営・維持管理、人材育成などのソフト面での協力を組み合わせることにより、「質の高いインフラ」^{用語解説}の整備を推進しています。日本政府の「インフラシステム海外展開戦略2030」^{注29}においても、日本企業による「質の高いインフラ」の整備を通じて持続的なインフラシステムの海外展開を推進していくこととされています。

日本の取組

日本は、より多くの人々が良質なインフラを利用できるよう「質の高いインフラ」の国際スタンダード化を目指し、国際社会と連携して「質の高いインフラ」の重要性を発信してきました。2016年5月のG7伊勢志摩サミットで合意された「質の高いインフラ投資の推進のためのG7伊勢志摩原則」が、「質の高いインフラ投資」の基本的な要素について認識を共有する第一歩となり、2019年6月のG20大阪サミットでは、質の高いインフラ投資の促進に向けた戦略的方向



2013年以降、日本が建設・改修に携わっているリベリア国内の幹線道路「ジャパン・フリーウェイ」(写真: JICA)

性を示す「質の高いインフラ投資に関するG20原則」^{注30}が承認されました。日本は、各国や国際機関とも連携し、その普及・実施に取り組んでおり、「質の高いインフラ投資」の重要性については、様々な二国間会談や多国間会議の場において確認されてきています。2025年6月のG7カナナスクス・サミットにおいても、石破総理大臣(当時)から、日本が率先して提唱してきた質の高いインフラ投資の重要性を指摘しました。

2022年6月のG7エルマウ・サミットでは、世界のインフラ投資ギャップを埋めるため、G7が連携して質の高いインフラ投資を促進するためのイニシアティブであるグローバル・インフラ投資パートナーシップ(PGII)^{注31}が立ち上げられました。G7は、PGIIの下、5年間で、質の高いインフラに特に焦点を当てた公的および民間投資において最大6,000億ドルを共同で動員することを目指すことを表明しました。2025年10月のG7開発大臣会合の議長サマリーでは、G7がPGIIに向けてこれまで4,100億米ドル以上を動員したことが記載され、同会合において、宮路外務副大臣(当時)は、PGIIは途上国の繁栄を実現し、民間資本動員のための投資を促進する新たな成長の起爆剤である旨強調しました。

質の高いインフラ案件に国際的な認証を与えるための枠組みであるブルー・ドット・ネットワーク

^{注27} G20グローバル・インフラストラクチャー・ハブ(GIH)による推計。

^{注28} 37ページの用語解説を参照。

^{注29} 2024年12月24日に開催された第58回経協インフラ戦略会議(議長:内閣官房長官)において、近年のインフラ市場の構造的変化を踏まえた今後の取組の方向性を示す「インフラシステム海外展開戦略2030」を決定。2030年のインフラシステムの海外受注額45兆円を目指すほか、今後日本が重点的に取り組むべき事項等が記載されている。<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyou/dai58/siryou6.pdf>

^{注30} 47ページの用語解説を参照。

^{注31} Partnership for Global Infrastructure and Investmentの略称。持続可能で包摂的、かつ強靱で質の高いインフラへの公的および民間投資を促進するためのG7のコミットメント。

(BDN) ^{注32} も「質の高いインフラ投資」を促進する上で重要な取組です。2024年4月に経済協力開発機構（OECD）にBDN事務局が設置された後、2026年1月末までに七つのインフラ案件が承認されました。その中には、株式会社国際協力銀行（JBIC）や株式会社三井住友銀行（SMBC）が協働融資し、株式会社日本貿易保険（NEXI）が保険を引き受け、日本電気株式会社（NEC）が海底ケーブルの敷設に参画する官民連携プロジェクト「パラオ国営海底ケーブル公社海底ケーブルプロジェクト」も含まれます。日本は、今後もBDNを始めとする枠組みを活用しながら「質の高いインフラ投資」を国際社会全体に普及させることで、日本企業の海外展開を後押ししていきます。



ブータンに対する技術協力「建設人材育成システム構築プロジェクト」において、建設分野における技術者の能力強化を実施（写真：株式会社オリエンタルコンサルタンツグローバル）

ASEANにおいては、カンボジアのシハヌークビル港、インドネシアのパティンバン港やジャカルタ都市高速鉄道、フィリピンのマニラ首都圏地下鉄、ベトナムのホーチミン市都市鉄道など、2023年に発表された「日ASEAN 包括的連結性イニシアティブ」の下、デジタル、交通インフラ整備、電力連結性などハード・ソフト両面の幅広い分野でプロジェクトが進展しています。



円借款「マニラ首都圏地下鉄計画」において、トンネルの掘削に活用されているトンネルボーリングマシン（写真：三井住友建設株式会社）

さらに、2025年10月の第28回日ASEAN首脳会議で、高市総理大臣は、AIを含むデジタル、脱炭素化や持続可能な農林水産業を含むグリーン、自動車分野を含むサプライチェーン強靱化、連結性、地域金融協力を始め、幅広い分野で協力を強化することを表明しました。日本は、2025年にASEANが発表した、今後20年のASEAN共同体の統合の方向性を示す「ASEAN共同体ビジョン2045」も踏まえつつ、ASEAN共同体のさらなる統合と地域の安定に資するような質の高いインフラ協力を推進していきます。



第28回日ASEAN首脳会議で発言する高市総理大臣（写真：内閣広報室）

太平洋島嶼国^{しほ}における取組としては、2021年12月に日本、米国、オーストラリア、キリバス、ナウル、ミクロネシア連邦の6か国が連名で発表した、東部ミクロネシア海底ケーブルの日米豪連携支援が挙げられます。2025年6月には、東部ミクロネシア海底ケーブル事業に関する第6回プロジェクト理事会が日本で開催され、6か国間で事業の進捗が確認されました。また、日本と米国で連携する新たな海底ケーブル

^{注32} 2019年11月、日本、米国、オーストラリアが提唱した。2023年以降、英国、スペイン、スイス、トルコが参加し、具体的な制度設計について議論している。

事業として、2025年3月、日本とミクロネシア連邦との間で、無償資金協力「経済社会開発計画」に関する書簡の署名・交換が行われました。同計画により、ミクロネシア連邦に対して、ケーブルシステムと同国内通信網をつなぐ陸揚げ施設が整備されます。2024年7月の第10回太平洋・島サミット（PALM10）^{注33}で発表された首脳声明および「共同行動計画」^{注34}も念頭に、日本は、米国やオーストラリアを始めとする同志国などと連携しつつ、情報通信技術（ICT）分野を始めとして、インド太平洋地域における連結性を強化する「質の高いインフラ」整備に引き続き協力していきます。

アフリカ地域においては、アフリカの開発課題に対処するためにはバランスの取れた安定的な「質の高い成長」を実現する必要がある、そのためには「質の高いインフラ」整備を進めていくことが重要であるとの考え方に基づき、2025年8月のTICAD 9で採択された「TICAD 9横浜宣言」では、道路、鉄道、海上、

航空の各輸送形態にわたる持続可能かつ強靱なインフラネットワークへの投資を加速することにコミットする旨が示されました。2025年3月、日本との友好の象徴として「ジャパン・フリーウェイ」と名付けられたリベリアの幹線道路の強化を目的とした無償資金協力に関する書簡の署名・交換が行われました。本計画は、南北縦断道路の一部区間の改修を通じて、同区間の円滑かつ安全な道路交通の確保を図り、首都圏を含むリベリア国内および隣国との人流・物流を活性化させるもので、同国における「質の高いインフラ」の整備に寄与することが期待されます。

日本政府は今後も、世界の質の高い成長のため、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」を国際社会全体に普及させ、アジアを含む世界の国々や世界銀行、アジア開発銀行（ADB）、OECDなどの国際機関と連携し、「質の高いインフラ投資」の実施に向けた取組を進めていく考えです。



用語解説

質の高いインフラ

自然災害などに対する「強靱性」、誰一人取り残されないという「包摂性」、社会や環境への影響にも配慮した「持続可能性」を有し、真に「質の高い成長」に資するインフラのこと。2019年6月のG20大阪サミットにて、(1) 開放性、(2) 透明性、(3) ライフサイクルコストから見た経済性、(4) 債務持続可能性といった、「質の高いインフラ」への投資に当たっての重要な要素を盛り込んだ「質の高いインフラ投資に関するG20原則」が承認された。

(4) 債務問題への取組

公的金融による支援は、開発途上国の経済成長を促進するために活用されますが、経済・財政政策の失敗や国際的な経済環境の変化などによって、開発途上国の債務の返済が困難となった場合には、開発途上国の債務は、本来必要とされる、保健、教育、環境などの分野のための財政支出を圧迫するため、持続的成長を阻害する要因となります。本来は、債務国が自ら解決しなければならない問題ですが、過大な債務が開発途

上国の発展の足かせになっている場合には、国際社会による対応が必要になります。

債務問題への国際的な取組としては、これまでも重債務貧困国（HIPC）に対する拡大HIPCイニシアティブ^{注35}やパリクラブ^{用語解説}のエビアン・アプローチ^{注36}などで債務救済が実施されてきました。しかし、近年、一部の低所得国においては、債務救済を受けたにもかかわらず、公的債務に加え、民間債務が累積し、債務持続可能性の悪化が再び懸念されています。この背景として、債務国側では、債務を適切に管

注33 105ページの第Ⅳ部3を参照。

注34 PALM10において、日本と太平洋島嶼地域は、太平洋諸島フォーラム（PIF）の「ブルーパシフィック大陸のための2050年戦略（2050年戦略）」に沿って、(1) 政治的リーダーシップと地域主義、(2) 人を中心に据えた開発、(3) 平和と安全保障、(4) 資源と経済開発、(5) 気候変動と災害、(6) 海洋と環境、(7) 技術と連結性の7つの分野を重点分野として承認し、今後3年間に共同で実施する具体的な行動をまとめた「共同行動計画」を採択した。東部ミクロネシア海底ケーブル事業を始めとする質の高いインフラ案件は分野（7）の具体化に資するもの。

注35 重い債務を負っている最貧国に対する債務救済の枠組み。1999年のケルン・サミット（ドイツ）で合意されたもので、経済・社会改革などへの取組が一定の段階に達した場合、債務削減を実施。アフリカ地域を中心とする39か国が適用対象。

注36 「パリクラブの債務リストラに関する新たなアプローチ（エビアン・アプローチ）」。重債務貧困国（HIPC）以外の低所得国や中所得国が適用対象となり、従来以上に債務持続性に焦点を当て、各債務国の状況に見合った措置を個別に実施する債務救済方式。

理する能力が不足していること、債権者側では、資金供給の担い手が多様化しており、パリクラブによる貸付割合が減少する一方で、新興債権国や民間債権者による貸付割合が増加していることが指摘されています。さらに、近年では、欧米各国の政策金利の引上げによる、開発途上国の資金調達コストの上昇に伴い、開発途上国は資金流動性の問題に直面しています。開発途上国の債務問題は、借り手のみならず、貸手の経済にも影響を及ぼしかねないため、国際社会が一体となって取り組む必要があります。

G20およびパリクラブは、2020年4月に「債務支払猶予イニシアティブ（DSSI）」用語解説を立ち上げ、低所得国が新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で抱えた公的債務の支払いを一時的に猶予する措置を実施しました。その後はDSSIの後継として2020年11月に合意された「DSSIを超えた債務措置に係る共通枠組み」用語解説の下で、G20およびパリクラブの債権国が協調して債務措置を実施する取組が進められています。これまで共通枠組みの適用を要請した四つの低所得国のうち、チャドは2022年11月、ザンビアは2023年10月、ガーナは2024年6月にそれぞれG20およびパリクラブの債権国と既に債務再編に合意していましたが、2025年7月にはエチオピアについても合意が成立しました。2025年のG20議長国である南アフリカは、低所得国に対する債務持続可能性の確保を優先分野の一つとして取り上げ、同年7月のG20開発大臣会合においては、国際スタンダードを遵守した透明で公正な開発金融を促進していく重要性が確認されました。さらに、同年11月のG20ヨハネスブルグ・サミットにおいては、低中所得国の債務脆弱性^{ぜい}に対処する取組の支援やG20「共通枠組」のさらなる実施強化が重要であるとの認識で一致しました。

低所得国を始めとする各国の債務持続可能性に大きく影響を与え得る要素の一つとして、インフラ投資が挙げられます。インフラ案件は投資額が大きく、その借入金の返済は借りた国にとって大きな負担となることがあります。インフラ案件への融資を行う場合には、貸す側も借りる側も債務持続可能性について十分に考慮することが必要です。債務持続可能性を考慮し

ない融資は、「債務の罣^{わな}」として国際社会から批判されています。「質の高いインフラ投資に関するG20原則」注37には、個々のプロジェクトレベルでの財務面の持続可能性に加え、国レベルでの債務持続可能性を考慮することの重要性が盛り込まれており、G20各国は自らが行うインフラ投資においてこれらの原則を国際スタンダードとして実施すること、また融資を受ける国においてもこれらの原則が実施されるよう努めることが求められています。

日本の取組

日本は、円借款の供与に当たって、被援助国の協力体制、債務返済能力および運営能力、ならびに債権保全策などを十分検討して判断を行っており、ほとんどの場合、被援助国から返済が行われています。しかし、例外的に、円借款を供与する時点では予想し得なかった事情によって、返済が著しく困難となる場合があります。そのような場合、日本は、前述の拡大HIPCイニシアティブやパリクラブにおける合意などの国際的な合意に基づいて、限定的な形で、債務の猶予、繰延^{注38}、免除、削減といった債務救済措置を講じています。スリランカに対する債務救済に関して、日本は、スリランカ債権国会合の共同議長として債務再編プロセスを主導してきましたが、2025年3月、ほかの債権国会合メンバーに先駆け、スリランカとの間で債務繰延に関する二国間合意を締結しました。

2025年8月に開催したTICAD 9においては、2026年から2028年を対象期間とする「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ」用語解説第6フェーズ（EPSA6）において、G20「共通枠組」やIMFプログラムの下で債務問題に取り組む国への支援などを強化していく旨表明しました。また、JICAおよび国際通貨基金（IMF）がテーマ別イベント「債務管理で開発加速！アフリカの持続可能かつ強^{じん}靱な成長に向けて」を共催し、アフリカの債務国政府、債権国、民間セクター、多国間機関を含む国際的なステークホルダーが集い、債務脆弱性を含むアフリカの経済的課題と、その解決に向けた国際協調の在り方について議論が行われました。

注37 47ページの用語解説を参照。

注38 債務救済の手段の一つであり、債務国の債務支払の負担を軽減するために、一定期間債務の返済を延期する措置。

日本は、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」の重要な要素である債務持続可能性の確保の観点からも、JICAによる研修や専門家派遣、国際機関への拠出などを通じ、開発途上国の財務省幹部職員の公的債務・リスク管理に係る能力の向上にも取り組んで

います。例えば、2024年度は、ケニア、エチオピアなど30か国34人の行政官に対する偶発債務リスク管理に係る世界銀行との連携による研修、IMF・世界銀行の各信託基金への新たな資金拠出など、債務国の能力構築に向けた支援を実施しています。



用語解説

パリクラブ

債務危機に直面した開発途上国の救済措置について協議する非公式グループ。主要債権国22か国で構成されており、フランスが議長国であり、パリで会合を開催している。

債務支払猶予イニシアティブ (DSSI : Debt Service Suspension Initiative)

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響から流動性危機に直面する低所得国につき、その債務の支払いを一時的に猶予する枠組み。2020年4月にG20およびパリクラブは、2020年5月から同年12月末までの間に支払期限が到来する債務を猶予することに合意し、その後、支払猶予期間を二度延長した（2020年10月に2021年6月までの期間延長、2021年4月に2021年12月末までの期間延長に合意）。

DSSIを超えた債務措置に係る共通枠組み

低所得国に対する債務救済をG20およびパリクラブの債権国が協調して実施するメカニズム。中国を始めとする非パリクラブ国がパリクラブと合同で債務措置を実施することを初めて約束したものの。

アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ (EPSA : Enhanced Private Sector Assistance for Africa)

日本が、2005年にアフリカ開発銀行 (AfDB) と共に、民間主導の経済成長を促進していくため立ち上げた協調枠組み。2025年8月のTICAD 9における取組の一つとして、日本とAfDBは、2026年から2028年を対象期間とする第6フェーズ (EPSA6) の下で、最大55億ドルの資金協力を行うことを決定。